

日本口腔衛生学会学術大会運営規約

(目的)

第1条 本規約は定款第3条により、学術大会について必要な事項を規定する。

(日本口腔衛生学会学術大会)

第2条 日本口腔衛生学会学術大会には、役員として定款第51条により、大会長1名をおく。大会長は正会員の中から実行委員長を委嘱することが出来る。各々の任期はその主宰すべき学術大会における前年度の学術大会の終了の翌日から、当該学術大会の終了の日までとする。

- 2 大会長は学術大会の企画、立案ならびに執行に伴う会務を総理する。
- 3 実行委員長は大会長を補佐し、必要あるときは大会長の代理となることができる。
- 4 大会長及び実行委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(大会長)

第3条 大会長は2年先まで社員総会において決定する。

- 2 理事長は大会長を社員総会に推薦する。

(会計)

第4条 学術大会に要する経費は、本会からの費用、出席会員から徴収する参加費等、および、寄付金をもってこれに充てる。

- 2 参加費等の金額ならびに徴収方法は、大会長がこれを決定し、理事会へ報告するものとする。
- 3 学術大会終了後、大会長は収支報告書と帳簿・証憑類を日本口腔衛生学会へ提出しなければならない。

(企画)

第5条 学術大会の企画は学術大会企画委員会で協議する。学術大会企画委員会には理事長・副理事長・大会長・準備委員長を含める。

- 2 会員・委員会・理事会は学術大会企画委員会へ当該学術大会における企画を提案することが出来る。
- 3 企画の提案を受けた学術大会企画委員会は、企画を提案した会員・委員会・理事会へ採択結果を連絡しなければならない。
- 4 本規約第4条にある「本会からの費用」につき、企画内容による増減は原則として行わない。
- 5 一般口演・ポスター発表それぞれの優秀発表者を、本学会理事長が若干名顕彰する。選考基準等に関しては「一般社団法人日本口腔衛生学会学術大会優秀発表賞・優秀ポスター賞

選考基準」に定める。

(運営)

第6条 学術大会の運営は大会長の責任において実施する。

(規約の改廃)

第7条 本規約の改廃は、理事会にて議決し、社員総会ならびに会員総会へ報告する。

附 則

- 1 この規約は平成24年11月17日より施行する。
- 2 この規約における理事会について、一般社団法人日本口腔衛生学会定款附則により、平成25年度社員総会終結時までは常任理事会と読み替えて準用する。
- 3 この規約は令和元年5月22日より施行する。
- 4 この規約は令和2年4月24日より施行する。
- 5 この規約は令和4年5月13日より施行する。
- 6 この規約は令和4年8月19日より施行する。